

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第二十四号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第十九号の規則で定める事務の項中「第八条第一項若しくは第二項」を「第十七条第一項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。